資料２

管理不良空家等の取組み状況について

１．空家相談案件対応状況表

［令和4年2月28日現在］

年　度	件　数	内　訳					完　結
		送付前完　結	口頭・電話連絡	文書送付	調査中・所有者不存在	対象外	
平成26年度	75	14	2	48	0	11	50
平成27年度	70	20	1	45	0	5	49
平成28年度	93	20	2	40	2	29	44
平成29年度	74	15	3	39	2	15	37
平成30年度	188	44	9	84	2	49	85
令和元年度	104	17	10	40	4	33	38
令和２年度	102	13	16	26	2	45	19
令和３年度	91	10	6	25	18	32	17
合計	797	153	49	347	30	219	339

※是正率　339　÷（　797　－　219　）＝　**58.7%**

２．是正率の推移

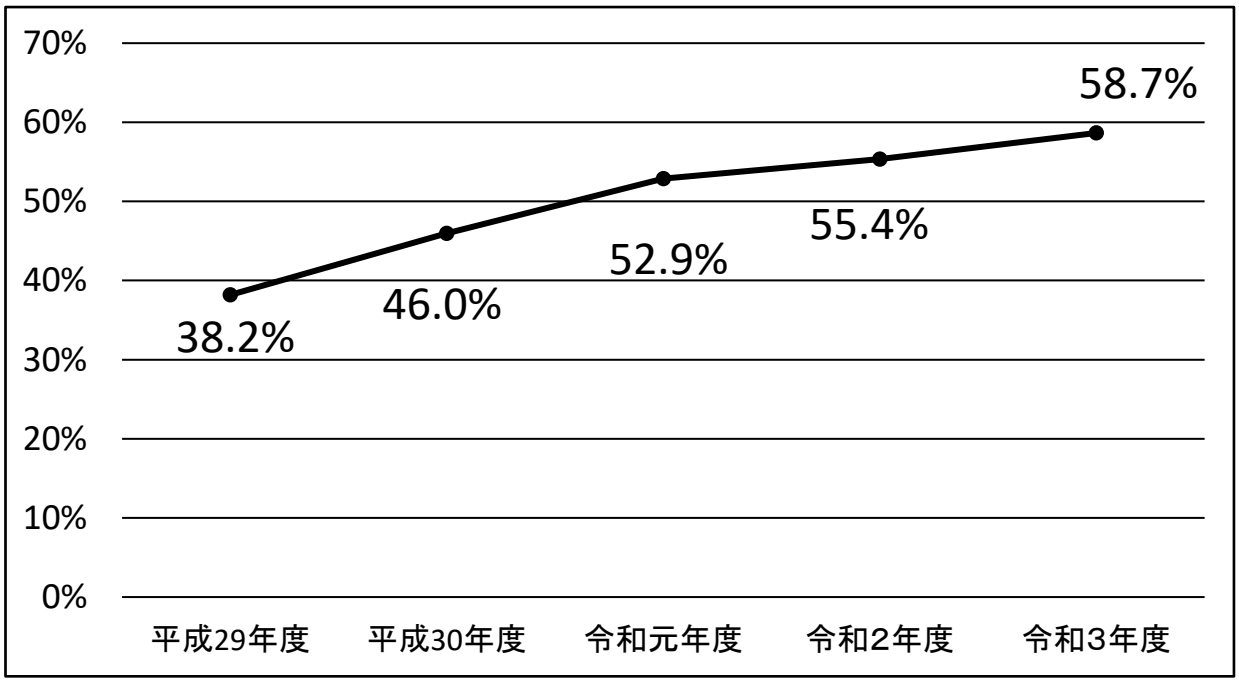

３．条例第2条による管理不良状態

［令和4年2月28日現在］

年　度	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
平成26年度	11　件 (17.2%)	35　件 (54.7%)	27　件 (42.2%)	6　件 (9.4%)	16　件 (25.0%)	9　件 (14.1%)
平成27年度	8　件 (12.3%)	32　件 (49.2%)	22　件 (33.8%)	6　件 (9.2%)	8　件 (12.3%)	7　件 (10.8%)
平成28年度	4　件 (6.3%)	30　件 (46.9%)	17　件 (26.6%)	9　件 (14.1%)	5　件 (7.8%)	12　件 (18.8%)
平成29年度	3　件 (5.1%)	28　件 (47.5%)	14　件 (23.7%)	7　件 (11.9%)	4　件 (6.8%)	8　件 (13.6%)

［凡例　H29年度まで］

◎ア　火災若しくは自然災害により罹災した、又は著しく老朽化した空き家等が倒壊することにより、その敷地外において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

◎イ　空き家等に用いられた建築資材等が飛散し、又は剥落することにより、その敷地外において人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

☆ウ　空き家等に相当程度に草木等が繁茂し、又は廃棄物が散乱し、火災により人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

△エ　空き家等に相当程度に害虫、ねずみ等が繁殖し、周囲の健全な生活環境を著しく阻害するおそれがある状態

□オ　空き家等に不特定の者が侵入することにより、火災又は犯罪を誘発するおそれがある状態

◇カ　空き家等に存する樹木等により周囲の交通に著しく支障が生じている状態

年　度	ア	イ	ウ	エ	オ
平成30年度	112　件 (80.6%)	3　件 (2.2%)	2　件 (1.4%)	46　件 (33.1%)	4　件 (2.9%)
令和元年度	33　件 (46.5%)	0　件 (0.0%)	1　件 (1.4%)	38　件 (53.5%)	0　件 (0.0%)
令和２年度	35　件 (61.4%)	1　件 (1.8%)	0　件 (0.0%)	25　件 (43.9%)	0　件 (0.0%)
令和３年度	31　件 (52.5%)	0　件 (0.0%)	0　件 (0.0%)	31　件 (52.5%)	0　件 (0.0%)

［凡例　H30年度から　※条例改正により項目区分変更］

◎ ☆ア　そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態□

△　イ　そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態□

☆ ◇ウ　適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態□

◇　エ　周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態□

□　オ　不特定の者が侵入することにより、火災又は犯罪を誘発するおそれがある状態